

「ともに生きる社会かながわ」
をめざして共生の火を灯す



このろうそくは、県内33市町村の各会場でともされた火を「ともに生きる社会かながわの火」として一つに集め、パラリンピックの聖火の元として東京に送ったときに、大磯町の採火式で使用したろうそくを大磯町福祉作業所等連絡会の方々が再度作製してくれたものです。

共生の火が人々や想いをつなぎ、社会全体を灯すように願いを込めて作製してくれました。

障害者週間の間、このろうそくを次の場所で配布します。

配布先

- ・役場本庁舎受付
- ・保健センター ・国府支所
- ・横溝千鶴子記念障害福祉センター すばる 他

作製 大磯町福祉作業所等連絡会

- ・みつばち大磯
- ・素心デイセンター
- ・ジョブコーチ大磯
- ・かたつむりの家
- ・グリーンリーブス



一緒に行動する

災害時や緊急時、障がいを持った方が一人で行動するのは普段にも増して困難なことが多くなります。

災害から避難するとき、そのとき自分がそばにいた場合は、できるだけ一緒に行動するようにしましょう。

介助者を探す

災害時の混乱で、障がいをもった方が一緒にいた介助者とはぐれている可能性もあります。

サポートしながら、近くに家族などの介助者がいないかも注意しましょう。特に精神障がい、知的障がい、発達障がいをお持ちの方には配慮が必要です。



どんなときでも協力をする

災害時は車いすの人は自力で階段を下りることはできません。

周囲に協力を求めていたら、複数の人でサポートしながら避難するようにしましょう。



コミュニケーション

手段は人それぞれ

聴覚障がいを持った方は、災害時や緊急時に流れる警報やアナウンスを聞くことができません。筆談や口の動きなどのその人にあった方法で現在の状況や今後の見通し、避難指示等の情報を伝えましょう。

困っている様子を見かけたら、まずは声かけ

視覚障がいを持った方は、災害時や緊急時に流される警報やアナウンスを聞くことはできても、周囲の状況を自分の目で確認することはできません。相手の目となって、周囲の状況や非常口の位置等を確認して知らせましょう。

また、手引きするときは相手に自分の肩や腕につかまってもらい、相手のペースに合わせて進むようにしましょう。



外見だけでは分からない障がいがあります

内部障がいや難病を持った方は、外見では分かりにくく、周囲の人に理解されにくい障がいのため、体がきつくても、周囲の人に言えず苦しんでいることがあります。

早めに気づいて、救急車を呼んだり、本人がかかりつけの医療機関等への連絡を希望する場合は協力しましょう。



まずは、障がい者
について知ろう

障害者基本法では、障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

まずは、それぞれの障がいは何を示すのかを学んでいきましょう。

○身体障害

身体機能の一部に不自由があり、日常生活に制約がある状態のことで、視覚障害や聴覚・平衡機能障害、肢体不自由、音声・言語・咀嚼障害、内部障害の5種類に分類されます。

○知的障害

知的機能の障がいが発達期(概ね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態のことです。

○精神障害

精神疾患によって、日常生活に制約がある状態のことです。主に統合失調症やうつ病、アルコール依存症、薬物依存症などがあります。

災害時、
地域ぐるみの助け合い
避難行動要支援者登録のご案内

災害時に一人で避難することが困難で、支援が必要となる方は、自分の情報を町に登録することができます。

登録された情報をもとに作成された「避難行動要支援者名簿」は、地域の関係者(自治会や民生員・児童委員等)や消防機関、警察に提供・共有され、災害時に地域での安否確認や避難誘導等の避難支援に役立てられます。

○対象者

- ①身体障がいの程度が1級・2級の方、知的障がいの程度がA1・A2の方、または精神障がいの程度が1級の方
- ②介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている方
- ③①、②以外で、災害時に支援が必要な方

※施設に入所されている方は対象外となります。

○問合せ先

登録手続きに関すること
福祉課 ☎(73) 4530
全体計画に関すること
危機管理課 ☎内線244